

1. プランの進行管理の考え方

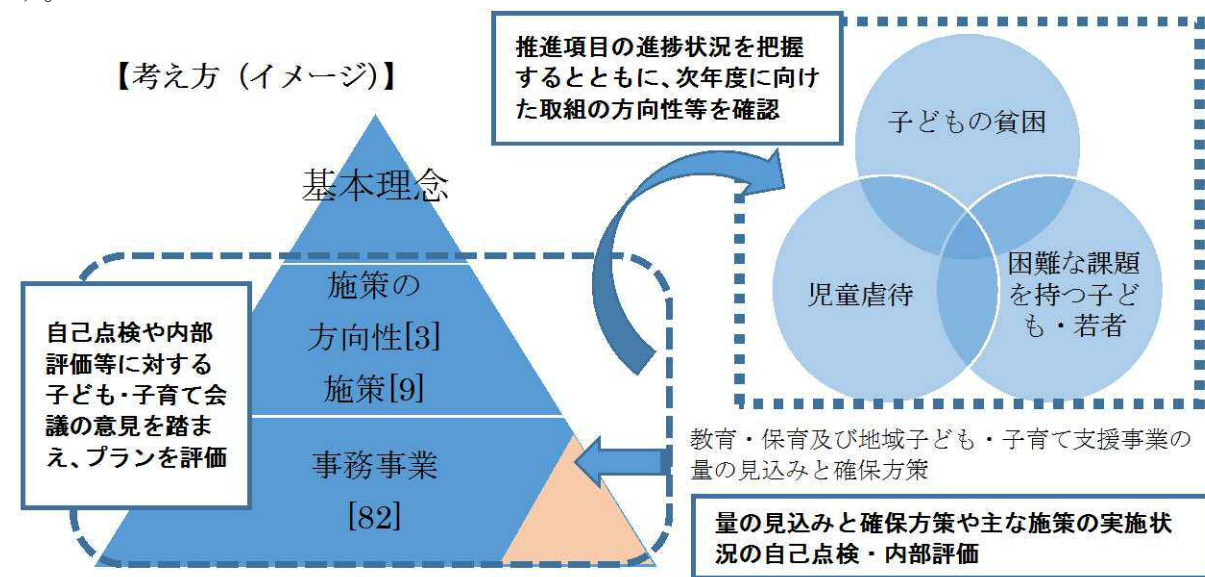
(1) 進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から平成33(令和3)年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素などを踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

合わせて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示)」抜粋

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

2. 点検・評価の視点

(1) 事務事業評価の視点

ア 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

達成度：「1. 目標を大きく上回って達成」「2. 目標を上回って達成」「3. ほぼ目標どおり」「4. 目標を下回った」「5. 目標を大きく下回った」

イ 事業の貢献度

「必要性」「有効性」「効率性」による評価により、施策への貢献度を3段階で示します。

施策への貢献度：「A. 貢献している」

「B. やや貢献している」

「C. 貢献の度合いが薄い」

ウ 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

方向性区分：「I. 現状のまま継続」

「II. 改善しながら継続」

「III. 事業規模拡大」

「IV. 事業規模縮小」

「V. 事業廃止」

「VI. 事業終了」

3. 点検・評価の結果(82事務事業の評価を踏まえた9つの施策ごとの評価について)

施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

| | |
|-------------|--|
| 施策を構成する事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの権利施策推進事業、男女平等推進事業、地域子育て支援事業等 7事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」6事業、「4 目標を下回った」1事業 施策への貢献度：「A 貢献している」5事業、「B やや貢献している」2事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3事業、「II 改善しながら継続」4事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■「川崎市子どもの権利に関する条例」の解説パンフレット等を活用した権利学習の実施や、各種研修等への講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催により、様々な世代に向けた意識普及を促進しました。また、人権オンブズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布の実施により、相談・救済についての広報・啓発を推進しました。 ■地域における子育て支援の推進については地域子育て支援センターの利用人数が目標を下回りましたが、職員向け研修を実施し、子育て情報の提供や相談支援等を行いました。また、ふれあい子育てサポート事業については、子育てヘルパー会員の登録が伸びずマッチングの成立が困難だったため利用人数が目標を下回りましたが、ヘルパー会員募集及び利用促進のため、広報強化に取り組ましました。 |
| 会議の意見・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの権利について、引き続き、様々な世代に向けた意識啓発の促進が図られることを望みます。また相談・救済の方法が子どもに伝わるよう、引き続き周知が進められることを望みます。 ■地域子育て支援センター事業及びふれあいサポート事業について、引き続き、事業内容の充実と利用促進に向けた広報の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの権利について、解説パンフレットや研修等を活用し、様々な世代への意識啓発を促進します。また、相談・救済についての周知を引き続き行います。 ■地域で子育てを支える取組として、地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援等を引き続き実施します。また、ふれあい子育てサポート事業の利用促進に向けて、各センターと連携して広報を強化します。 |

(2) 施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

| | |
|-----------------|--|
| 施策を構成する 事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査事業、こども文化センター運営事業等 9 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」9 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」9 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」5 事業、「II 改善しながら継続」4 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査事業については、乳幼児健康診査平均受診率が 96.7%と高い数値で推移しています。また、「母子保健情報管理システム」を活用し、効率的に未受診者の抽出を行うことで、確実に相談支援を行い、支援の必要な家庭の情報を一元管理して、専門職による効果的・効率的な支援を継続的に実施しました。母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において来所型を追加し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 ■こども文化センターにおいては、老人いこいの家との連携モデル事業をすべてのこども文化センターで実施するなど、地域で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくり、多様な主体が連携する仕組みづくりを推進しました。 |
| 会議の意見・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査事業については、健診に来ない人への対応が大きな課題であり、「母子保健情報管理システム」により、未受診者への対応がなされたことを評価します。また、母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において来所型を追加し、より利用者のニーズに合わせた体制が整えられたことを評価します。 ■こども文化センターについては、多様な主体が連携する仕組みづくりの推進が図られたことを評価します。引き続き、地域における子育て支援及び青少年健全育成の拠点として、多世代交流の推進のための連携が進められることを望みます。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■妊婦・乳幼児健康診査事業、母子保健指導・相談事業の実施により、乳幼児期の発達支援、疾病等の予防、児童虐待等の予防などに取り組んでいます。引き続き、妊娠期や育児における不安の軽減に向けて、切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。 ■こども文化センターについては、引き続き青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、乳幼児を持つ親子、小学生、中学生から高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支えあうことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。 |

(3) 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

| | |
|-----------------|---|
| 施策を構成する 事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域等による学校運営への参加促進事業、地域における教育活動の推進事業等 7 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」6 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」4 事業、「B やや貢献している」3 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」2 事業、「II 改善しながら継続」5 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■研修の実施及び育成指標に基づく研修の再構築を実施し、教職員の資質や指導力の向上を目指しました。また、一部の研修を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の維持・向上を図りました。 ■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、予算上は 77 か所への拡充を予定していたものの、地域や学校の実情に応じて、47 か所に拡充しました。また、地域の寺子屋推進フォーラムの開催や、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交流などを行い、多世代交流型の学びの場の取組を推進しました。 |

| | |
|----------|---|
| 会議の意見・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■教職員の多忙化に配慮しながら、指導力の向上を目指した研修の実施及び育成指標に基づく研修の再構築が行われたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上のため、研修の改善等による学校支援の推進が図られることを望みます。 ■地域の寺子屋について、予算上の拡充予定には届かなかったものの、47 か所に拡充したことを評価します。今後も拡充に向けて、寺子屋の意義の周知や、人材の確保等が図られていくことを望みます。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■自ら学び続ける教員として資質・能力を向上させるために、研修の内容や方法を改善しながら学校支援を推進し、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成を充実させていきます。 ■寺子屋の拡充に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。 |

(4) 施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育てが安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

| | |
|-----------------|---|
| 施策を構成する 事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■住宅政策推進事業、魅力的な公園整備事業、防犯対策事業等 8 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」7 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」6 事業、「B やや貢献している」2 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」4 事業、「II 改善しながら継続」4 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■子育て世帯の市内定住促進に資する支援制度の検討にあたり、平成 29 年度に市外転出子育て世帯向けアンケートを実施し、その結果や住宅政策審議会の意見を踏まえ、今後の方向性を取りまとめました。また、マンション居住者に子育て支援に関する情報を適切に行き届かせることを主眼とした制度となるよう、子育て等あんしんマンション認定制度の見直しに向けた検討を行いました。 ■公園の老朽化に伴う再整備や長寿命化に向けた適切な維持管理を行いました。また、住宅の自主防犯活動への支援や、店舗等の街路灯 LED 化や防犯カメラ設置等に対する支援を行い、子育てしやすい居住環境づくりを進めました。 |
| 会議の意見・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■市民のニーズを踏まえて、子育て世帯の市内定住促進に資する施策の展開や、子育て等あんしんマンション認定制度の見直しを行うことにより、子育てしやすい環境づくりが進められることを望みます。 ■公園の再整備や適切な維持管理、住宅や店舗等における防犯活動支援により、子育てしやすい居住環境づくりが進められたことを評価します。 |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■子育て世帯の市内定住促進について、市民の多様化・複雑化するニーズや地域特性を踏まえ他の課題とともに総合的に住宅施策を展開していきます。また、子育て等あんしんマンション認定制度は、マンション居住者に子育て支援に関する情報を適切に届かせることを主眼とした制度への見直しを行います。 ■公園の再整備や適切な維持管理、住宅や店舗等における防犯活動支援等を引き続き実施し、子育てしやすい居住環境づくりを進めます。 |

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(5) 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高まる保育ニーズや子育てが家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

| | |
|------------------|---|
| 施策を構成する事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■待機児童対策事業、認可保育所整備事業、民間保育所運営事業等 8 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」7 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」2 事業、「II 改善しながら継続」5 事業、「III 事業規模の規模拡大」1 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。 ■保育の質の維持・向上を図るため、保育の質に関する考え方や着眼点をまとめた「保育の質ガイドブック」を活用し、民間保育所等に自ら点検を実施するよう促すほか、公民の保育所間における交流や保育技術の共有、職員を対象とした研修の開催等の取組を進めました。 など |
| 会議の意見・評価 子ども・子育て | <ul style="list-style-type: none"> ■保育所の新規整備や、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可等による定員枠の拡充、また、幼稚園における一時預かり事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設の活用により、高まる保育ニーズへの対応が進んだことを評価します。 ■「保育の質ガイドブック」を活用し、民間保育所等に自ら点検を実施するよう促したことや、公民の保育所間における連携を深めるための取組の実施、職員を対象とした研修の開催などにより、保育の質の維持・向上が図られたことを評価します。今後も、保育の質を高めるための取組が引き続き行われることを望みます。 など |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、引き続き保育所整備や認可外保育施設の認可化移行など保育受入枠の確保に取り組みます。また、増加する保育ニーズの受け皿として、幼稚園における一時預かり事業の拡充や川崎認定保育園などの認可外保育施設への支援に継続して取り組みます。 ■公民の保育所間において引き続き「保育の質ガイドブック」の活用、交流や保育技術の共有、研修等を通じてより一層、保育所等の機能強化、保育所間の連携強化を図るとともに、国の制度を活用しながら職員の更なる処遇改善を進めることにより、保育の質の維持・向上を図ります。 など |

(6) 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

| | |
|------------------|---|
| 施策を構成する事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■きめ細やかな指導推進事業、学校教育活動支援事業、学校安全推進事業等 1 7 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」1 7 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業、「B やや貢献している」9 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3 事業、「II 改善しながら継続」1 4 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■きめ細やかな指導推進のため、小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施については、研究協力校6校において、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。また、「きめ細やかな指導 実践編」の冊子を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配信しました。 ■スクールガード・リーダーを20名配置するとともに地域交通安全員を93カ所に配置することにより、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を実施しました。また、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険か所の改善を行いました。 など |
| 会議の意見・評価 子ども・子育て | <ul style="list-style-type: none"> ■習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、引き続き、実践的な研究の推進が図られることを望みます。 ■スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の配置、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善が行われたことを評価します。引き続き、子どもたちの安全を確保するため、学校の教育活動を通じた取組がなされていくことを望みます。 など |

| | |
|-------|--|
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導を充実させるために、研究協力校6校において研究結果を活かした実践的な研究を推進します。 ■引き続き、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員を配置するとともに、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。近年の通学路における安全確保に対する社会的要請を踏まえ、取組の強化について検討します。 など |
|-------|--|

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(7) 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

| | |
|------------------|--|
| 施策を構成する事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待防止対策事業、ひとり親家庭の生活支援事業、子ども・若者支援推進事業等 1 1 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「2 目標を上回った」1 事業、「3 ほぼ目標どおり」1 0 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業、「B やや貢献している」3 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」3 事業、「II 改善しながら継続」7 事業、「III 推進項目の規模拡大」1 事業 |
| 総合的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■「要保護児童対策地域協議会」を各区で開催し、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、連携した対応に努め、適切な支援の実施に取り組みました。 ■小学3年生から6年生までの子どもとその親を対象に、生活・学習支援事業を実施し、ひとり親家庭の子どもたちの将来の自立や親の負担軽減を図りました。また、親の就業による自立に向けて、自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに、入学準備金等の貸付事業を実施しました。 など |
| 会議の意見・評価 子ども・子育て | <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待防止に向け、「要保護児童対策地域協議会」の開催などにより、関係機関、団体の連携した対応が継続されることを望みます。児童虐待による重症事例が発生しているため、区役所や児童相談所において、組織的な判断に基づく支援が実施されるよう望みます。 ■ひとり親家庭については、生活・学習支援や親の就業支援の取組を引き続き実施しながら、子どもが安定した生活を安定して送るための施策の推進が図られていくことを望みます。 など |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■「要保護児童対策地域協議会」を引き続き開催し、適切な支援の実施に向け、関係機関、団体の連携した対応の継続に努めます。重症事例の発生予防への対応として、区役所と児童相談所双方が、専門機関としての機能を発揮し、連携した支援の強化を更に進めます。 ■ひとり親家庭に対しては、生活・学習支援事業を着実に実施しながら、その周知を図っていくとともに、将来にわたって持続的に安定した生活を送るため、親に対し、就業による自立を基本とした支援を行うとともに、子どもに対しても、将来の目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性等を身に着けるための支援を行うために、引続き効果的な施策について検討を進めていきます。 など |

(8) 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

| | |
|-------------|---|
| 施策を構成する事務事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■生活保護自立支援対策事業、雇用労働対策・就業支援事業等 1 1 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「2 目標を上回った」2 事業、「3 ほぼ目標どおり」8 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」8 事業、「B やや貢献している」3 事業 今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」4 事業、「II 改善しながら継続」6 事業、「III 推進項目の規模拡大」1 事業 |
|-------------|---|

| | |
|---------------------|--|
| 総合的な評価 | <p>■「雇用労働対策・就業支援事業」については、「キャリアサポートかわさき」における就職決定が490人、「コネクションズかわさき」における進路決定が229人でした。また、相談窓口2か所を常設するとともに、街頭労働相談会を市内7か所で実施しました。女性向け就業支援については、再就職支援セミナーを2回実施しました。</p> <p>■「社会的ひきこもり対策事業」については、多分野が横断して支援を行う必要があることから、障害者福祉や生活困窮者自立支援等の多岐にわたる機関を対象に、従事者研修会を開催し、ネットワークの強化に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 会議の意見・評価 子ども・子育て | <p>■「雇用労働対策・就業支援事業」について、雇用情勢や雇用課題に応じて、工夫・改善を図りながら、引き続き、求職者及び求人企業への就業支援の推進を図られていくことを望みます。</p> <p>■「社会的ひきこもり対策事業」について、従事者研修会の開催によりネットワークの強化が行われたことを評価し、引き続き、多分野が横断的にひきこもり支援を行えるような体制の構築が図られていくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 今後の取組 | <p>■「雇用労働対策・就業支援事業」については、雇用情勢や雇用課題に応じて、事業展開や実施手法等について工夫・改善等を図りながら、地域の経済団体や学校、その他の関係機関との連携を強化し、求職者及び求人企業への総合的な就業支援を推進していきます。</p> <p>■「社会的ひきこもり対策事業」については、今年度実施した「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」の分析を活用し支援に反映させるとともに、多分野がひきこもり支援を行うためのネットワークの構築を実施します。より効果的かつ質の高いひきこもり支援を展開するため、庁内関係部局との連携を図りながら本事業を推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |

(9) 施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

| | |
|---------------------|--|
| 施策を構成する 事務事業 | <p>■障害者日常生活支援事業等 4事務事業</p> <p>■事務事業ごとの評価結果</p> <p>事業の達成度：「2 目標を上回った」1事業、「3 ほぼ目標どおり」3事業</p> <p>施策への貢献度：「A 貢献している」2事業、「B やや貢献している」2事業</p> <p>今後の事業の方向性：「I 現状のまま継続」2事業、「II 改善しながら継続」2事業</p> |
| 総合的な評価 | <p>■障害者の日常生活支援事業については、グループホームの設置や地域における支援体制の確保等により、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を一定程度行いました。また、障害児の地域生活を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付を行うとともに、障害児相談支援事業所の指定を行いました。</p> <p>■発達相談支援センターにおける相談支援や、発達障害者の支援者養成研修を実施し、支援体制の充実を図りました。また、発達障害に関する地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議するため、「発達障害者支援地域連絡調整会議」を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 会議の意見・評価 子ども・子育て | <p>■障害者の日常生活支援事業や、障害(児)福祉サービス等の給付事業については、引き続き事業を実施し、地域生活の支援体制の整備が進められていくことを望みます。</p> <p>■引き続き、発達相談支援センターによる相談支援や、研修による発達障害者支援者の養成等を強化するとともに、支援体制の充実が図られていくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 今後の取組 | <p>■障害者の日常生活支援事業については、今後も事業計画に基づき、引き続き事業実施していきます。また、障害(児)福祉サービス費等の給付及び障害児相談事業所の指定を行うことで、障害児の地域生活を支えるよう、引き続き推進していきます。</p> <p>■発達障害児者数と発達障害に関する相談の件数が増加していることから、支援の強化は必要であり、相談体制や医療体制の充実を図りながら、発達障害者地域支援協議会において、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> |

4. 点検・評価の結果(個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性)

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1) 子どもの貧困対策の推進

●施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の方向性

ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな取組を含めた各施策を効果的に実施していきます。

児童養護施設等の入所児童が健やかに成長し、社会的に自立できるよう支援を充実するとともに、家庭養護の充実に向け、里親制度の推進に引き続き取り組みます。

生活保護受給世帯に対する就労支援や学習支援のほか、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を引き続き推進していきます。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援についても、引き続き既存の取組の充実を図っていきます。

●施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

施策の方向性2 次年度以降の方向性

家庭で子育てをする未就学児の子を持つ親に対しては、地域資源である保育所を積極的に活用し、引き続き地域の子ども・子育てで支援に取り組みます。

学童期・思春期の子ども・若者に対しては、地域の「大人」たちと関わり、互いに学び合い育ちあう中で、地域の一員として主体的に活動していく力を培えるよう、環境の醸成に引き続き取り組みます。

また、そうした地域の活動団体を支援するとともに、地域団体等のネットワークの強化等に向けた検討を進めていきます。

●施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

各業務を通じた地域における多くの情報を把握し、生活に困難を抱える子ども・若者やその家庭を早期に発見し、重症化しないよう未然に防止する役割が期待されている各区地域みまもり支援センターと、法的権限を行使し、介入支援による課題解決が求められている児童相談所を中心に、障害、発達、雇用等、それぞれの分野における高度な専門性を持った相談機関と、地域、行政間の連携強化に、引き続き取り組みます。

●施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

母子保健における取組を通じて、子どもの健全な成長・発達に向けた支援に取り組むとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援に取り組めます。
すべての子どもが良質な保育・幼児教育により、健やかに成長していけるよう、支援していきます。
基礎学力の定着に向けた取組を進めるとともに、子ども・若者が将来に対して夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践していきます。

(2)児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●施策の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組めます。

●施策の方向性2 地域での子育て支援の充実

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

施策の方向性2 次年度以降の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組めます。

●施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

●施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

国の新プランでは令和4年度までに、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。専門的な研修を行い、計画的なジョブローテーションを実施することで、当該分野における人材育成を進めます。

●施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、本市社会的養育推進計画を策定し、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

施策の方向性7 次年度以降の方向性

地域に向けた普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を進めるにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

(3)困難な課題を持つ子供・若者への支援の推進

●施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の方向性

多世代の地域住民が気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、引き続き、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向け、検討を進めます。

●施策の方向性2 地域のみまもり体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

施策の方向性2 次年度以降の方向性

引き続き、地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくため、地域の見守り体制の強化を図ります。

●施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

引き続き、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう、安全・安心な地域環境の整備を進めます。

●施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進するとともに、家庭・地域と連携した情報モラル教育を推進しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

引き続き、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを寄せられる地域社会を実現するために、児童虐待防止・非行防止等の啓発に取り組みます。

●施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速に、ニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応強化を図るとともに、スーパーバイザーを活用した支援の充実等により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

引き続き、困難を有する子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援に取り組みます。

●施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区みまもり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や教育委員会、警察等が連携し、ネットワークの強化に取り組みました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

引き続き、専門職による支援の充実と、児童相談所と関係機関相互の連携強化に取り組みます。

5. プランの見直しについて

平成30年度評価の結果及び平成30年度に行った利用状況把握調査(ニーズ調査)の結果や、本市の子ども・子育てを取り巻く状況等も踏まえ、令和元年度中に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策の見直しを行います。その結果を踏まえ、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」として、プラン第6章を改訂します。